

消費税法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第34号

消費税法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則の一部改正)

第1条 瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則(平成15年瀬戸市規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第8条関係)				別表(第8条関係)			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
動画編集装置	<省略>	<u>1,080</u>		動画編集装置	<省略>	<u>1,050</u>	
<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	
多次元動的ベクトル編集装置	<省略>	<u>2,160</u>		多次元動的ベクトル編集装置	<省略>	<u>2,100</u>	
<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	
個体出力装置	<省略>	<u>1,340</u>		個体出力装置	<省略>	<u>1,310</u>	
テレビ会議室システム	<省略>	<u>860</u>		テレビ会議室システム	<省略>	<u>840</u>	

(瀬戸市春雨墓苑条例施行規則の一部改正)

第2条 瀬戸市春雨墓苑条例施行規則(昭和45年瀬戸市規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第7条 条例第8条第2項に規定する規則で定める額は、墓地永代使用料にあつては12万円とし、環境整備料にあつては <u>388円</u> とする。	(使用料) 第7条 条例第8条第2項に規定する規則で定める額は、墓地永代使用料にあつては12万円とし、環境整備料にあつては <u>378円</u> とする。

(瀬戸蔵条例施行規則の一部改正)

第3条 瀬戸蔵条例施行規則（平成17年瀬戸市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分		単位	金額 (円)		
つばきホール	舞台関係附属設備	音響反射板	1式	6,170	
		平台	1台	100	
		金びょうぶ	1双	510	
		銀びょうぶ	1双	510	
		ひもうせん	1枚	100	
		指揮台（譜面台付）	1台	200	
		譜面台	1台	50	
		演奏者用椅子	1脚	50	
		コントラバス椅子	1脚	100	
		演台（花台付）	1式	720	
		脇台	1台	100	
		司会者台	1台	300	
		机	1脚	50	
		椅子	1脚	20	
		移動式音響卓作業台	1台	200	
		移動式黒板	1台	200	
		移動式掲示板	1台	200	
		映写関係附属設備	ビデオプロジェクター	1式	9,250
			DVDプレーヤー	1台	300
	S-VHSビデオプレーヤー		1台	300	

	スクリーン	1式	1, 230
音響関係附属設備	セミコンサートピアノ	1台	5, 140
	拡声装置	1式	2, 570
	CDプレーヤー	1台	720
	MDレコーダー	1台	720
	ダブルカセットデッキ	1台	920
	デジタルマルチエフェクター	1台	2, 050
	移動用音響機器卓	1式	2, 050
	マイクロフォン (コンデンサー)	1本	1, 020
	マイクロフォン (ダイナミック)	1本	510
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	1, 640
	電動つりマイクロフォン装置	1式	1, 020
	移動用スピーカー	1台	510
	照明関係附属設備	サスペンションライト	1列
ボーダーライト		1列	1, 020
アッパーホリゾンライト		1式	1, 540
ローアホリゾンライト		1式	1, 540
シーリングスポットライト		1式	2, 050
フロントサイドスポットライト		1式	2, 050
スポットライト		1基	200
フットライト		1式	510
センターピンスポットライト		1基	1, 020
電源設備	1kw	200	
リハーサル室	アップライトピアノ	1台	1, 230
市民ギャラリー	スポットライト	1式	1, 540
多目的ホール	収納式ステージ	1式	820
	拡声装置 (DVD・CDプレーヤー、VHSビデオプレーヤー付)	1式	1, 230
	電動式スクリーン	1式	510
	演台	1台	200
	花台	1台	200
	司会者台	1台	200
	展示用ワイヤーセット	1式	300
	スポットライト	1式	1, 020
	電源設備	1kw	200

特別会議室	電動式スクリーン	1式	510
	プラズマテレビ	1台	2,050
共用の附属設備	ポータブルアンプ	1式	820
	液晶プロジェクター	1台	920
	液晶テレビ	1台	410
	DVD・ビデオプレーヤー	1台	510
	CD・MDプレーヤー	1台	510
	マルチプロジェクションカメラ	1台	1,020
	展示パネル（ワイヤー付）	1枚	100
	白布	1枚	300
	机	1脚	50
	椅子	1脚	20
	司会者台	1台	200
	電源設備	1kw	200

備考 <省略>

（パーティセと市民交流センター条例施行規則の一部改正規則）

第4条 パルティセと市民交流センター条例施行規則（平成17年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

区分		単位	金額 (円)
マルチメディアールーム	拡声装置	1式	1,020
	液晶プロジェクター（スクリーン付）	1式	1,020
アリーナ	拡声装置	1式	1,230
	スタンドスピーカー	1式	1,020
	跳ね返りスピーカー	1式	410
	移動ステージ	1式	510
その他	拡声装置（レクチャーテーブル）	1台	920
	液晶プロジェクター（スクリーン付）	1式	920
	DVD・ビデオプレーヤー	1台	510
	CD・MDプレーヤー	1台	510

アップライトピアノ	1式	1,230
演台（花台付）	1台	410
司会台	1台	200
移動式スクリーン	1式	510
展示パネル	1枚	100
ポータブルアンプ	1式	820
移動式黒板	1台	200
譜面台	1台	50
机	1脚	50
いす	1脚	20
持込備品電源	1kw	200

備考 <省略>

（瀬戸市新世紀工芸館条例施行規則の一部改正）

第5条 瀬戸市新世紀工芸館条例施行規則（平成11年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料金) 第8条 条例第7条第1項第3号に規定する規則で定める額は、作陶にあつては1人当たり1回 <u>1,640円</u> とし、絵付けにあつては1人当たり1回 <u>510円</u> とする。	(使用料金) 第8条 条例第7条第1項第3号に規定する規則で定める額は、作陶にあつては1人当たり1回 <u>1,600円</u> とし、絵付けにあつては1人当たり1回 <u>500円</u> とする。

（瀬戸市水道事業給水条例施行規則の一部改正）

第6条 瀬戸市水道事業給水条例施行規則（昭和35年瀬戸市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(配水管工事負担金の算出)</p> <p>第4条の2 配水管工事負担金は、条例第12条の2第1項各号に掲げる者が必要とする口径により、市が標準設計により算出して得た額に、設計監督費として次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を加え、この額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</p>	<p>(配水管工事負担金の算出)</p> <p>第4条の2 配水管工事負担金は、条例第12条の2第1項各号に掲げる者が必要とする口径により、市が標準設計により算出して得た額に、設計監督費として次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を加え、この額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条、第3条及び第4条の規定は、この規則施行の日以後の施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、同日前の施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第6条の規定による改正後の瀬戸市水道事業給水条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の申込みに係る配水管工事負担金について適用し、同日前の申込みに係る配水管工事負担金については、なお従前の例による。